

彼方「あなた」

校長通信
H25.7.16
Vol.13

「いじめゼロ！」

大津市のいじめ問題をきっかけに「いじめ防止対策推進法」が六月二十一日に可決しましたが、その後も奈良や名古屋でいじめが原因と思われる自殺が相次ぎました。とても悲しいことです。

「いじめ防止対策推進法」では、「学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報」しなければならぬといわれています。いじめのかなりの部分は、厳密に言えば何らかの犯罪行為になります。例えば、悪口は名誉毀損罪や侮辱罪、暴力を伴うものは暴行罪、それによって怪我をすれば傷害罪、使い走りをさせれば強要罪といった具合です。だからといってそれがすべて警察への相談、報告の対象となることはありません。

せっかく法律を作っても、いじめの対処法や解決する手立て、いじめの捉え方について学ぶ機会を設けなければ、「いじめられる方にも原因がある」「いじめぐらいい、こんなことになるとは思わなかった。」「ただ見ていただけだから責任はない」「先生や親に知らせるのは卑怯なこと」などと誤った考え

方を是正することはできません。学校や家庭の中で話題にし、継続的に「いじめゼロ運動」に取り組んでいかなければならないと思います。法的な処罰で縛ったとしても学校環境や家庭環境が改善されなければ基本的な人間関係も改善されず、いじめられる子もいじめられる子も救われません。

いじめは重大な人権問題です。早急に解決しなければなりません。学校でも毎年二回から三回はいじめアンケート実施しています。各学年とも少なからず訴えてくる生徒がいます。今回も十六名が教えてくれました。これらの声を大切に、該当の学級や部活動等で聞き取りを行い、直ぐに対応しているところです。いじめの訴えが、一件でも少なくなるように取り組み、最終的には、すべてのいじめを解消したいと思います。

アンケートにも書けず、直接訴えることもできずに表面化しない場合でも、周囲の生徒が教えてくれたり、話しやすい先生やカウンセラー、心の相談員、いじめホットライン（電話04-7188-7867「なやむな」等）等に相談したりすることで、必ず解決の糸口を見つけ出します。

いじめについては、原則として次のように対応しています。

- 学級担任が訴えてきた生徒と面接をし、細かく聞き取り、保護者に連絡をします。
- 生徒指導部が動きます。加害生徒から事情を聞

き取り、指導します。その後双方の保護者に連絡をします。

- 言動の具体的な事柄については、即時止めさせ、学級経営、部活動経営等の全般についても反省し、改善のための具体策を練り、実行します。

- 生徒会に働きかけ、撲滅キャンペーン等解決のための具体的な手立てを考え、実行します。

- 道徳や学活の時間を活用し、人間関係づくりの学習を強化します。

- 学年集会や全校集会を開催し、みんなで改善策を共有し、取り組みます。

学校の中で学ぶべきは、正しい人間関係です。相手の立場を考えたり、思いやったり、助け合ったりすることです。決して知識や技能の切り売りをする場所ではありません。「生きる知恵」、「生き抜く力」を学ぶ場所でなければならないと思っています。

いじめ問題についても日頃の予防と起きた場合の対処の二つができればならないと考えます。「死ぬね！」等という不心得な言葉が相手を傷つけ、人間関係を崩し、取り返しつかない結果を引き起こすこともあるのです。「言葉は言霊！力を持っている！」ということを改めて生徒にわからせる必要があると感じています。

学校が同じ目標（自主貢献）に向かうためにチームで取り組んでいくことを体感させ、人間関係を構築させていきたいと思っています。